

平成30年度の国民健康保険税

(年額)

医療保険分	所得割 (税率) 均等割 (人数割) 平等割 (世帯割)	6.8% 2万3000円 2万3000円
	最高限度額	58万円 ※平成29年度の 54万円から増額
後期高齢者 支援分	所得割 (税率) 均等割 (人数割) 平等割 (世帯割)	1.7% 6000円 6000円
	最高限度額	19万円
介護保険分 (40~64歳)	所得割 (税率) 均等割 (人数割) 平等割 (世帯割)	1.1% 1万円 なし
	最高限度額	16万円
最高限度額の合計 ()内は40~64歳		77万円 (93万円)

所得割…国保加入者の所得に応じて計算
均等割 (人数割) …国保加入者の人数に応じて計算
平等割 (世帯割) …国保加入世帯に一律

申告は済みでしたか？
国民健康保険 (国保) に加入している世帯の世帯主は、国民健康保険税の算定および軽減判定のために平成29年中の所得を申告してください。所得の少ない人や、所得が無かった人も、世帯主は必ず申告をしてください。
ただし、確定申告や市県民税の申告をしている人、勤務先や日本年金機構などから市に給与や年金の支払報告がされている人は、申告する必要はありません。

国民健康保険税の軽減措置

倒産、解雇、雇い止めなどで離職した人の国民健康保険税を軽減する制度があります。申請方法・対象年度など、詳しくは問い合わせてください。

●問い合わせ先

国保年金課

☎(580) 1846

平成30年度分の市県民税証明書を 6月11日(月)から発行します

税務証明申請のときは本人確認書類が必要で

税務証明 (所得証明・評価証明など) は、個人の財産や収入などの内容を証明する大切なものです。

申請のときには、窓口に来た人の本人確認ができるものを提示してください。

本人確認書類 次のいずれかの原本 (有効期限内のもの)

①官公署が発行した顔写真付き証明書 (顔写真付き住民基本台帳カード、自動車運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)

②①の書類を持っていない人は、健康保険証・年金手帳・学生証・社員証・キャッシュカードの氏名が記載されているもののうち2種類以上

委任状 (代理申請時) が必要です

本人以外の方が証明を請求するときは、夫婦や親子などの親族の場合でも「委任状」が必要です。本人が行けないときは、代理人を定め、その人に委任状を持たせてください。※法人の場合は、会社の印鑑を押した委任状が必要です。

●問い合わせ先

市税課市民税担当

☎(580) 1827

委任状

大野城市長様

平成 年 月 日

<代理人>

住所 大野城市曙町2-2-1

氏名 大野 まどか

昭和55年5月5日生

私は、上記の者を代理人と定め次の証明の交付申請に関する一切の権限を委任します。

(1) 証明書の種類 () 証明

(2) 証明書の年度及び枚数 平成 () 年度

() 通

(3) 使用目的 ()

<本人>

住所 大野城市曙町2-2-1

氏名 大野 太郎 ㊞

昭和50年10月10日生

